

金融の自由化の進展

1. はじめに

(1) 金融自由化の進展

我が国における金融の自由化は、経済構造の変化、経済の安定成長への移行に伴う資金フローの変化及びこれを映じた国民の金融に対するニーズの変化に対応する形で進められてきている。すなわち、こうした動きは、国債の大量発行、個人の金融資産の蓄積に伴う家計の金融に対するニーズの高度化・多様化、企業の資金不足の縮小と資金調達・運用方法の高度化・多様化、内外の資金交流の活発化等を基本的背景として、最近急速に進展してきている。

さらに、近年における情報・通信技術の発展により、金融取引サービスが高度化されることを通じて、金融の自由化に幅の広さと奥行きがもたらされている。

金融の自由化は、基本的には、金融を巡る環境変化に対応する金融機関さらには金融システム総体としての自律的な対応の形で展開されてきているわけであるが、同時に、金融行政においても、金利の自由化、業務規制の緩和・撤廃、短期金融市場の整備・拡充等の措置を講じることにより、こうした自由化の流れを定着させるべく対応してきたところである。

(2) 金融自由化の基本的考え方

我が国では、従来より、経済構造の変化や経済全般にわたる国際化の進展等に対応して金融の自由化を進めていくことは、より一層の競争原理の活用を通じて、高度化・多様化する国民の金融に対するニーズに応えとともに、我が国経済の効率化と発展に資するとの考えにたってきた。

また、最近においては、我が国経済が世界経済の中にあつての地位をますます向上させるのに伴って、金融面でもその地位に見合った役割を果たしていくことが強く求められるようになってきている。特に、金融・資本市場が世界的に統合化・一体化している傾向の中で、その円滑な発展に貢献していくためには、我が国金融市場が世界の主要金融セクターの一員としての責務を果たすことが極めて重要になっている。

他方、こうした金融の自由化の進展に伴い、金融機関の負う各種リスクが高まってきているが、金融の自由化をさらに円滑に進め、真にそのメリットを発揮させていくためには、信用秩序の維持が大前提であり、仮にも金融システム全般に対する国民の信頼が揺らぐようなことがあってはならない。そういった意味で、自由化を進めると同時に、金融機関の経営の健全性を確保していくことが重要な課題となってきた。

我が国の金融の自由化は、以上のような考え方に基づいて、着実に進められてきている。

(3) 金融自由化の諸措置

我が国はこれまで、昭和 59 年 5 月に「日米円・ドル委員会報告書」、「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」、60 年 7 月に「アクション・プログラム」、62 年 6 月に「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」を公表し、これらに沿って金融の自由化のための措置を講じてきたところである。

具体的にみていくと、預金金利の自由化については、60 年以来着実に進めてきており、現在は小口預金も含め完全自由化への総仕上げの段階である。定期預金金利の自由化については、60 年に自由金利の大口定期預金（最低預入金額 10 億円）を導入して以来、最低預入金額を段階的に引き上げてきたが、平成元年 10 月に 1 千万円に引下げ、大口預金金利の自由化が完成した。また、1 千万円未満の小口預金金利については、平成 3 年 11 月に 300 万円以上のものについて金利自由化を実施したほか、元年 6 月に官民共通の商品として導入した小口 MMC（市場金利連動型定期預金）についても、4 年 6 月に最低預入金額制限を撤廃した。また、流動性預金金利の自由化については、その第一歩として、4 年 6 月に官民共通の商品として新型貯蓄貯金を導入した。さらに 4 年 12 月には、定期預金金利については、平成 5 年 6 月を目途に完全自由化を行い、定期預金以外の預金（当座預金を除く）については、金利自由化の定着状況を見極めつつ、遅くとも平成 6 年中に完全自由化を図るべく努力するとの方針が示された。

専門制・分業制に根ざした我が国金融制度の今後のあり方については、昭和 60 年以来、金融制度調査会において

金融自由化の進捗状況

	「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」 「円ドル委員会報告書」(59/ 5)			「アクション・プログラム」(60/ 7) 「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」(62/ 6)				
	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3・4年	5・6年(予定)
1. 金利の自由化 イ. C D ・最低発行単位 ・期間 ・発行枠 (対自己資本)	(54/ 5導入) (59/ 1) (60/ 4) (60/10) 5億円…→3億円…→1億円… 3～6か月→1～6か月→ 10%→75%→100%→150% (四半期毎に順次拡大)	(61/ 4) (61/ 9) …………… 1か月～1年…… →200%→250%→	(62/ 4) (62/10) …………… …………… 300%→当分の間 撤廃〔外銀は撤廃〕	(63/ 4) …→5,000万円… …→2週間～2年 ……………	…………… …………… ……………	…………… …………… ……………	…………… …………… ……………	
ロ. MMC ・最低預入単位 ・期間 ・預入枠 (対自己資本) ・上限金利	(60/ 3導入) 5,000万円………… 1～6か月…→ 75%→150%…→ C D - 0.75%…	(61/ 4) (61/ 9) …→3,000万円→ 1か月～1年…→ 200%→250%…→ ……………	(62/ 4) (62/10) 2,000万円→1,000万円 1か月～2年 300%→撤廃 〔外銀は撤廃〕 〔～1年〕 C D - 0.75% 〔1～2年〕 C D - 0.5%	…………… …………… …………… ……………	(元/10) →〔MMC告示 →廃止により →上限金利規 制撤廃大口 定期預金の 一類型とな る〕			
ハ. 大口定期預金 ・最低預入単位 ・期間	(60/10導入) 10億円→ 3か月～2年	(61/ 4) (61/ 9) 5億円→3億円… ……………	(62/ 4) (62/10) →1億円………… …→1か月～2年	(63/ 4) (62/11) 5,000万→3,000万 ……………	(元/ 4) (元/10) →2,000万→1,000万 円……………→ ……………→		(3/11) 1か月～3年	
ニ. 小口預金		(61/ 5) ・金融問題研究会 報告 「当面、過渡期 の措置として小 口の市場金利連 動型預金を創設 することから小 口預金金利自由 化を開始するこ とが現実的」	「当面の展望」 (62/ 6) ・「預金金利の自 由化については は、引き続き、 対象となる預金 の小口化等を推 進する。その際、 郵便貯金との トータル・バラ ンスの確保等の 環境整備を前提 として小口の市 場金利連動型の 預金の創設を含 めた具体的展望 をできる限り早 く得るべく検討 を進める。」		・官民共通の小口 MMC 導入 C D 及び長国表 面利率連動 最低預入単位 300万円 (元/ 6) ・6ヶ月、1年物 取扱開始 (元/10) ・上記に加え3か 月、2年、3年 物取扱開始	(2/ 4) ・小口MMC 最低預入単位 100万円 (2/ 5) ・金融問題研究会 報告 (2/ 6) 「定期性預金金利 については、金 利自由化の定着 状況を見極めつ つ、遅くとも今 後3年間で完全 自由化を図るべ く努力する。」 (2/11) ・小口MMCの商 品性を金額階層 別大口定期預金 金利連動型に改 組	(3/ 4) ・小口MMC 最低預入単位 50万円 (3/ 7) ・金融問題研究会 報告書「流動性 預金金利自由化 について」 (3/11) ・300万円以上の定 期預金を自由金 利とする (4/ 6) ・小口MMC最低 預入金額制限の 撤廃・定期積金 MMC 導入(1 回受入2万円以 上)・貯蓄預金 導入	・定期預金金利完 全自由化 ・小口MMC 廃止 ・定期積金MMCの 最低受入金額の引 き下げ(2万円→ 1万円) (5年中) ・貯蓄預金の商品性 の自由化措置(ス イングサービスの 付与、最低預入残 高制限緩和等)を 講ずる。 (6年) ・定期預金以外の預 金金利については 金利自由化の定着 状況を見極めつ つ、極力早期に、 遅くとも平成6年 中に完全自由化 (平成4年12月25 日発表)

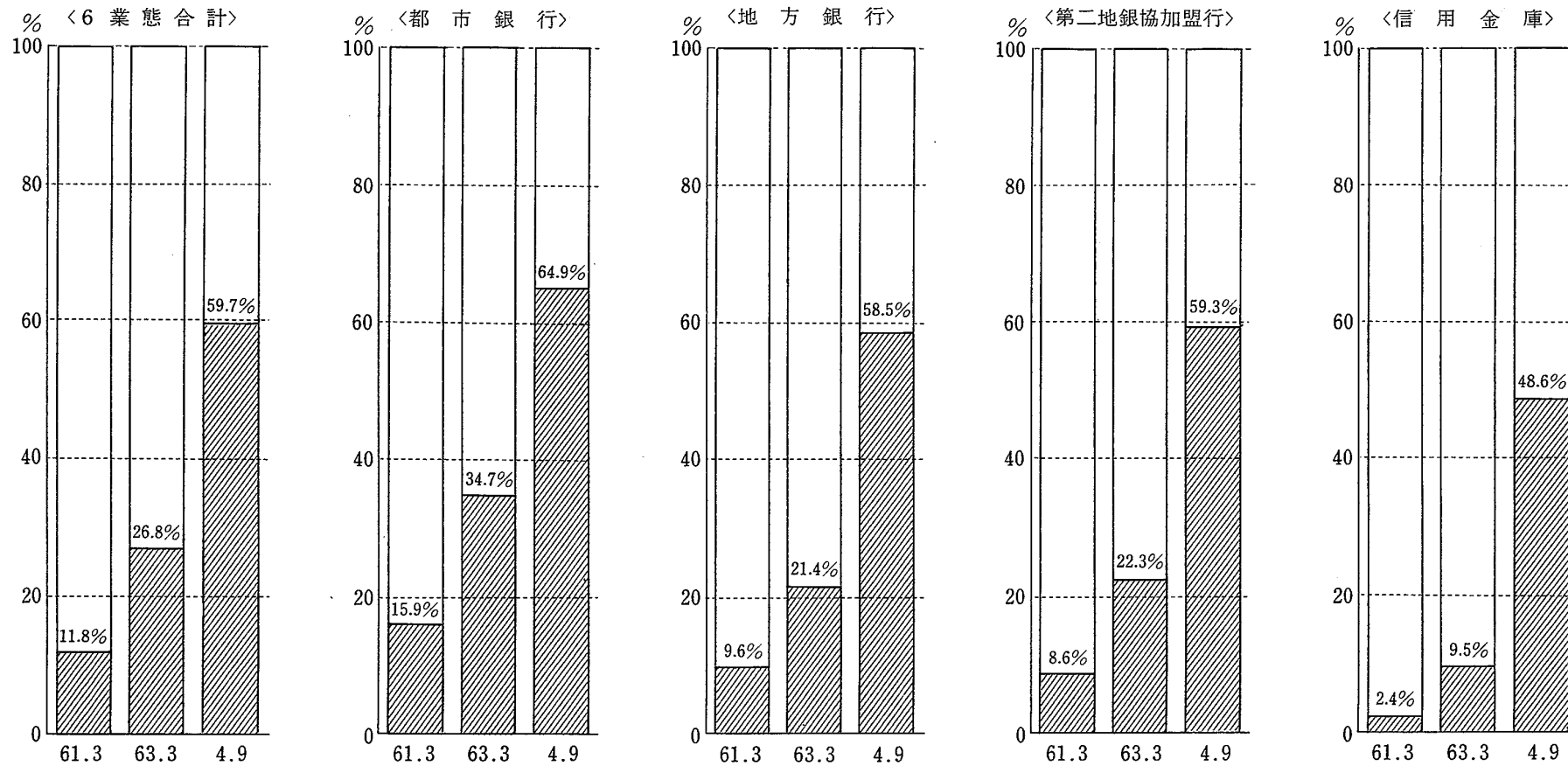
	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3・4年	5・6年（予定）
2．金融商品の多様化	(55/ 1) ・中国ファンド (56/10) ・ワイド (56/ 6) ・期日指定定期預金 ・ビック (58/ 6) ・変動金利住宅ローン (59/ 4) ・海外ＣＤ，ＣＰ (60/12) ・新型金銭信託〔ヒット〕 ・資金総合口座〔普通預金と中国ファンドの振替サービス〕	(61/ 2) ・短期国債 (61/10) ・変額保険	(62/11) ・ＣＰ 「当面の展望」 (62/ 6) 「金融機関の業務については、多様化・高度化している内外の金融に対するニーズに応え」とともに、金融の自由化・国際化の進展にも対応し引き続き自由化・弾力化に努める。特に、新しい金融商品や金融サービスの開発、金融の発展、金融の電子化については、積極的に推進する。」 (62/ 6) ・相銀38行、信金24庫がディーリング開始	(63/11) ・住宅ローン債権信託			(3/11) ・2年利金債 ・東銀5年債 (4/ 5) ・MMF (4/11) ・実績配当型合同運用金銭信託	(5/10を目標) ・期間3年までの変動金利預金の導入 ・期間4年までの固定金利預金（中長期預金）の導入 (6/10) 流動性預金金利を含む預金金利の完全自由化の定着状況を見極めつつ、更に以下の自由化措置をとるべく努力。 ○平成6年中：期間5年までの固定金利預金 ○平成7年中：期間5年超の固定金利預金変動金利預金については、導入後2年程度経過した時点（平成7年）で見直す。 （平成4年12月25日公表スケジュール）
3．金融機関業務の多様化・自由化 (1) 公共債に係る証券業務	(58/ 4) ・長国等窓販開始 (58/10) ・中国、割国窓販開始 (59/ 6) ・都銀等34行ディーリング開始 (60/ 6) ・地銀44行相銀1行ディーリング開始 ・ディーリング認可 金融機関の日本相互証券への参加	(61/ 6) ・地銀10行、相銀29行、信金6庫（全信連を含む）、商工中金1庫がディーリング開始		(63/ 6) ・信金6庫がディーリング開始 (63/12) ・信金5庫がディーリング開始	(元/ 5) ・債券先物取引取引次業務開始（82行、庫） (元/ 6) ・海外証券先物取引取引次業務開始（81行、庫） (元/ 7) ・信金4庫がディーリング開始 (元/12) ・外国国債証券先物取引取引開始（133行、庫）	(2/ 5) ・国債先物オプション取引取引開始（142行、庫）		
(2) その他の業務	(59/ 4) ・実需原則撤廃 (59/ 6) ・円転規制撤廃 (60/ 6) ・証券会社によるＣＤ流通取引開始	(61/ 5) ・消費者金融店舗の創設 (61/ 8) ・ＣＤ機等の土曜日休業日稼働 (61/12) ・オフショア市場発足	(62/ 4) ・消費者金融コーナーの創設					
(3) 付随・周辺業務（関連会社業務の弾力化）	(58/ 8) ・担当証券業務 (59/ 4) ・クレジットカード業務 (60/ 3) ・投資顧問業務 (60/11) ・コンピュータソフト販売業務 ・ＣＤ機等の現金詰め替え業務	(61/ 2) ・ＶＡＮ業務	(62/ 3) ・キャッシュカードと銀行系クレジットカードの一枚化・キャッシングサービス範囲の拡大 (62/12) ・担当証券業規制法成立	(63/11) ・担当証券業規制法施行 担当証券保管機構業務開始	(元/12) ・プリペイドカード法成立	(2/10) ・プリペイドカード法施行関連会社に第三者型発行業務を、銀行本体に窓販業務を認める。	(3/ 5) ・商品ファンド法成立 (4/ 4) ・商品ファンド法施行 (4/ 6) ・関連会社に商品投資販売業務を認める。	

	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3 年～
4．金融制度の在り方	(60/ 9) ・金制，制問 研審議開始		(62/ 2) ・エレクトロバンキング専 門委審議開始 (62/ 7) ・消費者信用専門委員会中 間報告 (62/ 12) ・抵当証券業規制法成立 (62/ 12) ・金制，制問研報告 「当面の展望」(62/ 6) 「短期資金の円滑な調達・ 運用の手段を確保していく 見地から今後とも短期金融 市場の拡充等を図ってい く。」 (62/ 8)・最低取引単位引下 げ (1億円→5,000万円) ・主権免税機関に対する取 得時源泉税還付方式の導 入	(63/ 2) ・金制，金融制度第一， 第二委員会審議開始 (63/ 6) ・金融制度調査会答申 ・エレクトロバンキング 専門委中間報告 (63/ 9) ・金融リスク専門委員会 審議開始	・相銀の普銀転換 (元/ 2,52/68/行) (元/ 4,10/68行) (元/ 8, 3/68行) (元/10, 1/68行) (元/ 4) ・保険審議会審議開始 (元/ 5) ・金制，金融制度第一，第 二委員会中間報告，金融 リスク専門委員会中間 報告 (元/ 9) ・証取審基問研第一，第二 部会審議開始	(2/ 3) ・消費者信用専門委員会 報告 (2/ 6) ・保険審総合部会中間報 告 (2/ 6) ・証取審基問研第一，第 二部会報告 (2/ 7) ・金制，金融制度第一， 第二委員会中間報告 (2/ 8) ・相銀の普銀転換(1/68 行) (2/ 9) ・制度問題専門委員会審 議開始 (2/10) ・証取審基問研審議再開	(3/ 4) ・保険審総合部会経過報告/ノ ンバンク研究会報告(2/4発 足)/八千代信金の普銀転換 (3/ 5) ・証取審報告 (3/ 6) ・金制答申 (4/ 1) ・金制報告書 ・証取審報告書 (4/ 6) ・金融制度改革法成立/保険審 答申/ノンバンク問題懇談 会中間報告(3/10発足) (4/12) ・金融制度改革の実施の概要 について (5/ 3) ・制度改革法関係政省令公布 (5/ 4) ・金融制度改革法施行
5．金融市場の整備・ 拡充 (1) 短期金融市場 イ．短期国債		(61/ 2) ・短期国債の 発行開始			(元/ 6) ・短期金融市場研究会開始 (元/ 9) ・従来の6ヶ月物に加え 3ヶ月物を導入	(2/ 6) ・短期金融市場研究会報 告 (2/ 9) ・短期金融市場研究会 フォローアップ会合 開始 (2/ 4) ・最低取引単位引下げ (5,000万円→1,000万円) ・2年度末残高8.2兆円 (元年度末残5.5兆円)	(3/ 6) ・短期金融市場研究会フォ ローアップ会合報告書 (4/ 4) ・外国法人非課税措置の実施
ロ．円建B A市場	(59/ 6) ・金制小委員 会中間報告 (60/ 6) ・市場発足	(61/ 4) ・証券会社に よる流通取 扱い開始	(62/ 5) ・最低取引単位引き下げ (1億円→5,000万円) ・最長手形期間延長 (6ヶ月～1年)	(62/10) ・印紙税軽減 〔階級定額税率〕 →定額税率 200円			
ハ．C P市場			(62/4～5) ・C P懇談会 (62/ 5) ・証取審，金制総会了承 (62/11) ・国内C P市場発足	(63/ 1) ・サムライC P発行解禁 (62/12) ・国内C Pの見直し ・サムライC Pの見直し ・ショウゲンC Pの発行 解禁		(2/ 2) ・国内C Pの見直し ・サムライC Pの見直し (2/ 4) ・印紙税軽減 〔階級定額税率〕5,000円 →定額税率	(3/ 4) ・国内C Pの見直し ・サイラムC Pの見直し (3/ 1)・手形取引における担 保拡充(公社債，外貨手形) (3/11)・無担保コール取引に 先日付取引導入 (4/ 7)・手形取引に先日付取 引導入 (5/ 3) ・無担保コール取引及び手形 取引における先日付取引の 対象拡充(1ヵ月物～1年 物→1週間物～1年物)
ニ．インターバンク 市場	(60/ 7) ・無担コール 創設 (60/ 9) ・無担コール 2，3週間 物新設	(61/ 8) ・無担コール ウィークエ ンド物新設	(62/ 7) ・無担コール 2～6日物新設	(63/11) ・手形取引1ヶ月未満物 導入(1週間物以上) ・無担コール1ヶ月以上 物導入(6ヶ月物ま で)	(元/ 4) ・手形取引，無担コール最 長1年物まで長期化	(2/11) ・有担コールへのオ ファービット制導入	

	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3 年～
(2) 長期金融市場			(62/ 2) ・無担保債適債基準緩和 (62/ 4) ・N T T債の発行条件決定につきプロポーザル方式を導入 (62/ 6) ・私募債市場の自由化 (62/ 7) ・債券格付け制度の導入 (62/11) ・10年利付国債引受額入札方式導入	(63/ 4) ・プロポーザル方式を事業債全銘柄に導入 (63/11) ・無担保債，担保付債適債基準緩和	(元/ 4) ・10年利付国債の各月の発行額の40%について価格競争入札を導入	(2/10) ・10年利付国債の入札割合を各月の発行額の40%から60%に拡大 (2/11) ・無担保債，担保付債適債基準緩和	(3/ 4) ・社債発行限度規制緩和
(3) 先物市場	(60/ 6) ・証取法改正法成立 (60/10) ・債券先物市場発足（東証）		(62/ 5) ・証取審報告(株価指数先物取引，証券オプション取引の導入等) ・金融機関等による海外金融先物・先物オプションの自己取引を自由化 (62/ 6) ・株式先物取引開始（大証） (62/11) ・金制，金融先物専門委員会報告 〔外為審の金融先物部会との合同報告書〕	(63/ 3) ・金融機関等による海外金融現物オプションの自己取引を自由化 (63/ 5) ・金融先物取引法成立 ・証取法改正法成立 (63/ 9) ・株価指数先物取引開始（東証・大証）	(元/ 4) ・債券店頭オプション取引開始 ・東京金融先物取引所設立 (元/ 6) ・金融先物取引開始 ・海外証券，金融先物取引取次業務開始 (元/6,10) ・株価指数オプション取引開始（大証，東証，名証） (元/12) ・外国国債証券先物取引（Tボンド）開始（東証）	(2/ 5) ・国債先物オプション取引開始（東証）	(3/ 2) ・米ドル・日本円通貨先物取引開始（TIFFE） (3/ 7) ・日本円短期金利先物オプション取引開始（TIFFE） (4/ 7) ・1年物円金利先物取引開始（TIFFE）
(4) ユーロ円市場 イ．ユーロ円貸付	(60/ 4) ・非居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化 (59/ 6) ・短期ユーロ円貸付の自由化				(元/ 5) ・居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化		
ロ．ユーロ円 C D及びユーロ円 C P	(59/12) ・ユーロ円C D発行開始 〔期間6か月以内〕 〔国内持込禁止〕	(61/ 4) ・ユーロ円C D最長発行期間の延長 〔6か月→1年〕	(62/11) ・ユーロ円C P発行解禁	(63/ 4) ・ユーロ円C D最長発行期間の延長 〔1年→2年〕 (63/12) ・ユーロ円C Pの見直し			
(5) オフショア市場	(60/ 9) ・外為審答申	(61/12) ・オフショア市場発足			(元/ 4) ・規制緩和措置 〔・1日単位の入出超規制緩和 ・非居住者等の確認手続の簡素化〕		

	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3 年～
6．外国金融機関の参入等 (1) 外銀の信託業務参入	(59/ 4) ・参入形態，選別基準等発表 (60/ 6) ・参入行発表 (9 行)	(61/ 5) ・全行営業開始済 (9 行)					
(2) 外国証券業者等の対日進出	(60/12～) ・ユニバーサルバンク系証券会社の支店免許	(61/ 2) ・外国証券会社 6 社を含む10社が東証会員権取得	(62/6～) 外資系投資顧問会社に対し，投資一任業認可 (62/8～) 米国商業銀行系証券会社の支店免許	(63/ 5) ・外国証券会社16社を含む22社が東証会員権取得	(元/12) ・投資信託への参入基準等発表	(2/10～) ・外資系業者に対し証券投資信託委託業務の免許付与 (2/11) ・外国証券会社 3 社を含む10社が東証会員権取得	(4/ 4) ・投資信託への参入基準の緩和
(3) 国債市場へのアクセス拡大	(59/ 4) ・外銀がシ団参加 (59/ 6～) ・外銀が窓販開始 (59/10～) ・外銀がディーリング開始		(62/ 4) ・中国入札参加資格の緩和 ・外銀のシ団参加要件の緩和 ・外銀等の引受シェアの引上げ (62/ 9) ・20年利付国債の公募入札方式への切り替え (62/11) ・10年利付国債に引受額入札方式導入	(63/10) ・外銀，外証の引受シェアの引上げ	(元/ 4) ・10年利付国債の各月発行額の40%について価格競争入札を導入 ・外証 4 社をシ団幹事に選任	(2/10) ・10年利付国債の価格競争入札割合を各月の発行額の 40 % から 60%に拡大	(4/ 4) ・T B についての外国法人非課税措置の実施
7．金融自由化の環境整備	(60/ 6) ・金制答申「金融の自由化の進展とその環境整備」	(61/ 5) ・預金保険法等改正法成立 (7/1 施行) ・経営諸比率の見直し実施	(62/ 1) ・英・米両国による自己資本比率に関する共同提案 (62/12) ・バーゼル委員会の報告書 〔自己資本比率規制の国際的統一に関する具体的提案〕 (62/6) 「当面の展望」 「我が国が銀行等の各国金融市場における活動が適切に行われることに一層の関心を払いつつ，銀行監督の国際的協調への努力に積極的に参画し，我が国銀行の自己資本比率の向上に努める。」	(63/ 7) ・バーゼル委員会の最終報告書公表 〔自己資本比率規制の国際的統一に関するバーゼル最終合意〕 (63/12) 〔自己資本比率規制の国際的統一に関する国内適用通達を各金融機関に対し発出〕	(元/ 7) ・地方公共団体等向け貸付債権の流動化開始	(2/ 3) ・一般貸付債権の流動化開始 (2/ 6) ・劣後ローンの取扱開始	(4/12) ・一般貸付債権信託の導入

自由金利預金構成比の推移



- (注) 1. =自由金利預金（大口定期，スーパー定期，CD，MMC，小口MMC，外貨預金，貯蓄預金）の（預金+CD）に対する構成比
 2. 6業態とは，都銀，地銀，信託，長信銀，第二地銀，信金をいう。

預 金 金 利 自 由 化 の 進 捗 状 況

	定 期 性 預 金				流 動 性 預 金
	大 口（1,000万円以上）		小 口（1,000万円未満）		
	自由金利定期	MMC（市場金利連動型預金）	自由金利定期	MMC（市場金利連動型定期預金）	
昭和60年	60/10 導入 10億円 （3ヵ月～2年）	60/ 3 導入 5,000万円 （1ヵ月～6ヵ月） ↓			
昭和61年	61/ 4 5億円 61/ 9 3億円	61/ 4 （1ヵ月～1年） 61/ 9 3,000万円			
昭和62年	62/ 4 1億円 62/10 （1ヵ月～2年）	62/ 4 2,000万円 （1ヵ月～2年） 62/10 1,000万円			
昭和63年	63/ 4 5,000万円 63/11 3,000万円				
平成元年	元/ 4 2,000万円 ↓ 元/10 1,000万円	自由金利定期 に事実上吸収 （廃止）		元/ 6 導入 300万円（3,6ヵ月,1,2,3年） *3ヵ月,2年,3年物については元/10より取扱い開始 *CD金利及び国債表面利率に連動 元/11 金利フロアルール導入 *同期間の規定期利率+0.15%を金利フロアとする	
平成2年				2/ 4 100万円 2/11 自由化後の小口定期の姿に近いものに改組 *金額階層別大口定期預金金利連動化 *預入期間弾力化（3ヵ月～3年）	
平成3年			3/11 300万円 （3ヵ月～3年）	3/ 4 50万円	
平成4年				4/ 6 最低預入金額制限撤廃	4/ 6 新型貯蓄預金導入 40万円,20万円 *大口定期預金金利連動（MMC型）
平成5年			5/6（予定） 完全自由化（1ヵ月～3年） 5/10（予定） 期間3年までの変動金利預金 期間4年までの固定金利預金（中長期預金）の導入	自由金利定期に 事実上吸収（廃止）	5月中（予定） 新型貯蓄預金の商品性の自由化措置（スイングサービスの付与,最低預入残高制限緩和等）

- (1) 定期預金以外の預金(貯金)金利(当座預金金利を除く)については、金利自由化の定着状況等を見極めつつ、極力早期に、遅くとも平成6年中に金利の完全自由化を図るべく努力する。
- (2) なお、流動性預金金利を含む預金金利の完全自由化の定着状況等を見極めつつ、更に以下の自由化措置をとるべく努力する。
- 平成6年中 期間5年までの固定金利預金
 - 平成7年中 期間5年超の固定金利預金
- (3) また、変動金利預金については、導入後2年程度経過した時点(平成7年)で見直す。

約 6 年に亘る検討が行われ、平成 3 年 6 月にはその最終答申である「新しい金融制度について」が提出された。また、証券取引審議会においても、我が国の証券取引制度のあり方について約 3 年に亘る検討がなされ、平成 3 年 6 月に「証券取引に係る基本的制度のあり方について」の報告が出された。平成 4 年 6 月には、これらの審議結果を踏まえた、金融機関及び証券会社の各種金融業務分野への相互参入をはじめとする「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、平成 5 年 4 月 1 日に施行された。

短期金融市場については、従来から手形・コール市場の見直し等その整備・拡充に努めてきたが、2 年 6 月の短期金融市場研究会報告を踏まえ、さらなる整備・拡充を行ってきている。

金融先物市場については、元年 6 月に東京金融先物取引所において金融先物取引が開始され、おおむね順調な発展をみせている。

以下、本稿においては、こうした動きを個々に解説し、最後に金融自由化の環境整備の問題について触れたい。

2．預金金利の自由化

金融自由化の一つの柱である預金金利の自由化については、重要な政策課題としてかねてより前向きに取り組んできているが、その際、信用秩序に混乱をもたらすことのないよう、大口のものから段階的かつ着実に推進すると基本スタンスで臨んできたところである。

次に述べるように、平成元年 10 月に 1 千万円以上の大口定期預金の金利自由化が完成し、1 千万円未満の小口定期預金については、3 年 11 月に 3 百万円以上のものについて自由化が行われたほか、元年 6 月に、小口預金金利自由化の第一歩として導入された小口 MMC（市場金利連動型定期預金）についても、4 年 6 月にはその最低預入単位が撤廃された。また、4 年 6 月には流動性預金金利自由化の第一歩として民間金融機関と郵便貯金共通の新型貯蓄貯金が導入されたところである。

これら自由化措置の進展に伴い、金融機関の預金（含む CD）に占める自由金利商品の割合は年々高まっており、4 年 9 月末時点では、全国銀行に信用金庫を加えた 6 業態計で 59.7%が自由金利商品で（注）となっている。

（注）自由金利商品＝大口定期預金、スーパー定期、CD、MMC、小口 MMC、外貨預金、貯蓄預貯金

この間の経緯をやや詳しくみると以下のとおりである。

（1）大口定期預金

昭和 60 年 10 月から、10 億円以上の定期預金の金利が自由化された。この措置は、60 年 7 月の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において、「昭和 62 年春までには、大口預金金利規制の緩和および撤廃を実現する」こととされ、この実現に向けての第 1 ステップとしてとられたものである。

この大口定期預金の預入期間は、62 年 10 月から最短預入期間が 3 か月から 1 か月に短縮された。最低預入単位については、当初の 10 億円からほぼ半年ごとに着実に引き下げられてきており、平成元年 4 月には 2 千万円、さらに同年 10 月にはこれが 1 千万円にまで引き下げられ、これによって大口定期預金金利の自由化が完成した。

（2）小口 MMC（市場金利連動型定期預金）

平成元年 6 月に小口定期預金金利自由化の第一歩として、民間金融機関、郵貯の共通商品として導入された小口 MMC は 2 年 4 月に最低預入金額が 3 百万円から百万円に引き下げられたのを始めとしてその後も順次最低預入金額の引下げが実施され、4 年 6 月には最低預入金額制限が撤廃されたところである。

また、小口 MMC の商品性については、2 年 5 月の金融問題研究会報告において、円滑な自由化の推進の観点から「小口 MMC の商品性改組に当たっては、自由化後の小口定期預金金利は基本的には大口の自由金利預金の金利及び預入金額を勘案して決定されることになるものと予想されること、及び平成元年 10 月から大口定期預金の店頭表示が実施されており、これによって大口の自由金利預金の期間別の金利水準を把握しうることになったことから、現行の小口 MMC を大口定期預金の店頭表示金利を基本的な指標とする金額階層別の MMC に改組することが適当」とされたことを背景として、2 年 11 月に改組された。

300 万円以上と 300 万円未満の 2 階層の金額階層別 MMC とする。

各期間別の大口定期店頭表示金利の平均値に、金額階層別・期間別に一定の数値を乗じた金利を上限金利と

する（定率スプレッド方式）。3年物については、2年物と同一表面金利で半年複利とする。

金利変更頻度は、原則として月2回（第1、3月曜）

満期日指定型を導入する（3か月～3年の範囲で期日設定を自由とする）。

この間、3年11月に3百万円以上の定期預金金利が自由化されたことに伴い、3百万円以上の小口MMCは自由金利定期に吸収されることとなった。

今後については、4年12月に明らかにされたスケジュールに沿って、5年6月を目途として自由金利定期の最低預入単位が撤廃され、小口MMCが自由金利定期に吸収されることで、定期性預金の金利が完全自由化される予定である。

なお、小口の定期預金金利の自由化を進めるに当たっては、残高160兆円を越える規模を有し、個人預貯金の3割以上のシェアを有する郵便貯金の存在を無視することはできないが、これについては、4年12月、定額郵便貯金の金利決定に当たり、官業である郵貯が民間の自由な金利形成に強い影響を及ぼさないよう配慮する仕組みを採用することにつき合意が得られた。

（3）新型貯蓄貯金

流動性預金金利自由化の第一歩として、民間金融機関、郵貯の共通商品として導入された新型貯蓄貯金は、平成3年5月にとりまとめられた金融問題研究会報告（「流動性預金の金利自由化について」）においても、「早期に貯蓄性新商品を導入し、預金者が自己のニーズにあった商品を選択し、また金融機関が自らの経営判断で自由化に対応しうる環境を整えることが適当である」とされたところであり、本報告を背景に平成4年6月に導入された。

新型貯蓄貯金については、次の2タイプを取り扱えるものとする。

最低預入残高	40万円	20万円
上限金利	3か月大口定期×0.6（注）	3か月大口定期×0.5
無料支払回数	月5回以内	無制限

（注）日銀が公表する、預入金額が一千万円以上である定期預金の1週間の直近の平均年利率

個人限定商品とする。

預入に当たっては、以下のものは取り扱わないこととする。

）スウィングサービス（金額、時期等を定めた事前の契約に基づき継続して行う預金間の振替）による入金

）下記のものに係る自動振込入金

給与、公的及び私的年金（財形年金を含む）、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金並びに保護預かりの国債及び社債等の元利金

払戻しに当たっては、以下のものは取り扱わないこととする。

）スウィングサービスによる出金

）公共料金の振込み等、契約に基づく継続的な自動振替及び振込出金

上限金利変更は毎月第一月曜日とする。

上限金利は通常郵便貯金利率+0.3%を下限とする。

また最低預入残高を下回る場合の適用金利は普通預金金利の7割以下とする。

さらに、4年12月に公表された自由化のスケジュールに沿い、5年2月、新型貯蓄貯金の商品設計の自由化について、本年10月を目途に、最低預入残高制限の引下げ及びスウィングサービスの導入を行うこととしたところである。

3．制度問題

（1）これまでの経緯

我が国の現行金融制度は、長期信用銀行制度、信託銀行制度、銀行・証券分離制度など、専門制、分業制をその特徴としているが、このような現行制度は、基本的には、戦後の資金不足の時代に、限られた資金を経済の各分野に安定的に供給するために整備されたものである。こうした金融制度は、戦後の復興やその後の経済の高度成長に

大きく貢献した。しかし、経済の安定成長への移行、資金不足から資金余剰への移行など経済の構造変化が生じるとともに、金融を巡る環境は大きく変化している。

こうした環境の変化に対し、これまでは、既存の金融制度の枠組みを尊重しつつ、対応してきたところであるが、今後さらに競争を促進し、国民のニーズに応え、同時に各国金融・資本市場の一体化へ対応していくためには、現行の基本的枠組み自体を見直すことが不可欠となっている。

また、海外の主要国においても、自国の制度をより魅力あるものにするために、様々な改革が実施されている。

こうした状況の下で、我が国の金融制度の見直しについては、まず昭和 60 年 9 月に、金融制度調査会は制度問題研究会を設置し、審議を開始した。さらに、専門委員会を設置し、相互銀行の普銀転換、各種金融機関の相互参入の形態等について、詳細かつ具体的な検討を行い、逐次、答申・報告を行ってきた。平成 3 年 6 月には、金融制度調査会は、一連の審議の締め括りともいえるべき答申「新しい金融制度について」を大蔵大臣に提出し、今後の我が国の金融制度の基本的な枠組みを提示した。本答申は、現行の縦割りの金融制度を見直し、金融機関間の相互参入の形態と必要な措置、協同組織金融機関の業務の拡大等について具体的な提言を行っている。

また、我が国の証券取引制度のあり方については、証券取引審議会において約 3 年にわたる審議が行われ、平成 3 年 6 月には有価証券の定義の整備、公募概念の見直し、資本市場への新規参入等についての提言をまとめた「証券取引に係わる基本的制度のあり方について」の報告が大蔵大臣に提出されている。

平成 4 年 6 月には、これらの審議結果をも踏まえた、金融機関及び証券会社の各種金融業務分野への相互参入をはじめとする「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、4 年 12 月には「金融制度改革の実施の概要」が発表された。そして平成 5 年 3 月に関係政省令が公布され、金融制度改革法は 4 月 1 日に施行された。

金融制度改革の理念としては、

金融商品・サービスに対する国民の多様なニーズに応えられるようにするという「利用者のための改革」

諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度を構築するという「国際性の確保」

金融機関の経営の健全性の確保を通じ、預金者の保護を図るという「金融秩序の維持」

が挙げられる。本法が実施されれば、各業態間の垣根が低くなり、金融機関及び証券会社が経営上の創意工夫を発揮し、利用者本位の金融サービスを提供できるようになる。また、諸外国と調和のとれた制度となることにより、国内の利用者のみならず、海外の利用者にとっても我が国の金融・資本市場が使いやすいものとなり、我が国の金融制度・証券取引制度は、新しい時代に向けて大きな転機を迎えることとなる。

(2) 新しい金融制度の枠組み

今回の金融制度改革法の実施により、我が国の新しい金融制度は大要以下のようなものとなる。

）相互参入の方式

今回の金融制度改革においては、業態別子会社方式を主体としつつ、本体での相互乗り入れ方式を適切に組み合わせることにより、各業態の金融機関間の幅広い相互参入を図る。

業態別子会社方式は、各業態の現行の業務分野を前提としつつ業態毎の子会社を設立する方式である。これについては、平成 3 年 6 月の金融制度調査会答申においては、「各金融機関が子会社を通じて他業態の業務にも幅広く参入していくことが可能であるとともに、預金者保護、利益相反による弊害の防止といった金融秩序の維持の観点から優れている。」とされており、また、平成 3 年 6 月の証券取引審議会報告においては、「証券業務以外の業務を営む者が、本体で広く証券業務をおこなうことは適当ではない」とされていることを踏まえ、今回相互参入の方式として採用されたものである。

子会社方式による相互参入においては、具体的には、

普通銀行、長期信用銀行、外国為替専門銀行、農林中央金庫及び協同組織金融機関の連合会が証券子会社及び信託銀行子会社を、信託銀行が証券子会社を、更に、証券会社が銀行子会社又は信託銀行子会社を、それぞれ設立できるようになる。

本体での相互乗り入れ方式は、銀行、証券会社等による証券化関連商品及び私募の取扱い、地域金融機関による一部の信託業務（土地信託、公益信託等）の取扱い、の二分野で用いられる。

各国の金融制度及び最近の改革の状況

	金 融 制 度 の 概 要	最 近 の 動 き
アメリカ	・銀行は、株式のブローカレッジ、公共債業務等一部を除き、証券業務に従事することを制限されている。（グラス・スティーガル法） ・ただし、近年、一部の銀行持株会社の証券子会社に対し、銀行本体で営むことができない証券業務（非適格証券業務）が認められてきている。（右記参照）。 ・信託業務は兼営可能（免許制）。	1987年～ 銀行持株会社の証券子会社に FRB が以下の業務を認可（ただし、非適格証券業務からの収入制限、ファイアー・ウォールの遵守を要求）。 { 1987年4月 CP、モーゲージ担保证券等の引受、ディーリング 1989年6月社債の引受、ディーリング 1990年9月株式の引受、ディーリング 1988年 銀行持株会社を通じた銀行と証券会社の系列化を認める G・S 法改正案が上院本会議、下院委員会を通過（会期切れ廃案）。 1989年9月 FRB が銀行持株会社の証券子会社の収入制限、及び、ファイアー・ウォール規制を緩和。 1991年2月 財務省が金融制度改革に関するレポートを発表。 1991年3月 銀行・証券分離制度の抜本的な見直しを含む財務省の金融制度改革法案が議会で提出される。 1991年12月 預金保険制度の改革を主軸とする限定的な法律が成立（銀・証分離の撤廃は実現せず）
イギリス	・ユニバーサルバンク制度 （実態的には、商業銀行は子会社を通じて証券業務を行っている。また、証券発行に関する業務と銀行業務を併せ打つマーチャントバンクが発達している。）	1986～88年 証券取引所の会員会社に対する非会員の出資制限撤廃等を内容とする証券市場改革（いわゆるビッグバン）実施（銀行による証券流通業務への参入が可能となる。）。
フランス	・ユニバーサルバンク制度	1966年1月 長短分離の実質的廃止を内容とする銀行法改正。 1984年1月 全ての金融機関の監督を一元化することの新銀行法が成立。
ドイツ	・ユニバーサルバンク制度	1979年5月 ゲスラー委員会報告にて、銀行への権力集中及び利益相反問題を検討した上、ユニバーサルバンク制度の維持を支持。
カナダ	・銀行、信託、保険、証券の各業態が法律により縦割りに区分されている。 ・ただし、銀行、信託等による子会社を通じた証券への参入が実現している。各業態間の業態別子会社方式による相互参入が認められるとともに、本体での業務範囲の拡大・整理も図られている。	1986年12月 銀行、信託、保険、証券について、業態別子会社方式による相互参入、本体での業務範囲の拡大・整理を大蔵省が提言。 1987年6月 上記 について証券への業態別子会社方式による参入のみ法改正実施。 1991年12月 上記 及び について法改正実施（1992年6月施行）。
スイス	・ユニバーサルバンク制度	1990年1月 銀行法施行令が改正され、免許の必要な銀行業務として、従来の預貸業務のほかに、有価証券引受業務等が追加された。
EC		1977年12月 加盟各国に対し銀行業務の免許制度を求める第一次銀行指令を採択。 1989年12月 単一免許制の導入、広範な業務範囲の設定（ユニバーサルバンキング）、相互主義的条項等を内容とする第二次銀行指令を採択。（1993.1.1.発効）

また、地域金融機関については、本体での業務範囲の緩和の他に業態間の業務提携、代理等を活用することによって、地域の利用者のニーズに合った多様な金融商品の提供が可能となる。

）協同組織金融機関の業務規制の緩和

地域金融の振興等に資するため、協同組織金融機関の業務規制の緩和等が更に推進される。

協同組織金融機関のあり方については、昭和 63 年より金融制度調査会の専門委員会において審議が行われ、それらの答申・報告においては、今日、金融システムの効率性が更に要請される中においても、協同組織金融機関は、中小企業、農林漁業者、個人等に対して円滑な金融サービスを提供する重要な役割を有している。協同組織金融機関は、相互扶助を基本理念とすることから、組合員・会員のニーズに対応して業務範囲を拡大していくことが適当である。また、組織についても金融機関として弾力的な運営ができるよう適切に見直しを行っていく必要がある、と指摘がなされている。

これまでも協同組織金融機関の業務規制については、逐次緩和が図られており、金融制度調査会の検討等を受けて、全国信用金庫連合会による債券発行（平成元年 6 月）、同一人に対する信用供与限度の引き上げ（2 年 12 月、農協は 3 年 1 月）、小口員外貸出の貸出限度額の引き上げ（3 年 1 月）といった一連の措置が講じられているところである。更に、国民の金融に対するニーズの多様化を踏まえ、地域の中小企業、農林漁業者、個人等に対しても円滑な資金の供給など多様な金融商品・サービスの提供を行っていくことが一層重要であることから、協同組織金融機関の業務規制の緩和は、今回の制度改革の大きな柱となっている。例えば、

信用組合、労働金庫、農業協同組合等は、現在、外国為替業務の取扱いが認められていないが、我が国の経済の国際化の進展に伴って外国為替取引に対する会員・組合員のニーズが高まっていること、海外取引決済は金融機関固有の資金決済機能を活用するものであることから、これらの金融機関についても、外国為替業務取扱いを行うことができることとする。

信用組合、労働金庫、農業協同組合等は、現在、国債等の窓口販売及びディーリング業務が自己の業務として認められていない。これらの業務に対する会員・組合員のニーズの高まり等に対応するためには、リスク管理能力の向上、自己監査体制の確立ならびに行政監督体制の整備を図るとともに、これらの金融機関についても、国債等の窓口販売及びディーリング業務を行うことができることとする。

）諸規制・諸慣行の見直し

我が国の金融・資本市場には、金融・資本市場が未発達な時期に設けられた、縦割りの金融制度を補完したり、各業態の境界線上にある業務の取扱いを調整したりするための規制・慣行などが数多く存在する。

これらのいわゆる諸規制・諸慣行は、今や金融・資本市場における自由な競争を阻害し、市場の健全な発展を妨げる要因となっているほか、利用者のニーズに合致した金融商品・サービスの提供を困難にしているとともに、我が国の金融制度を極めて複雑で分かりにくいものとしている。

我が国金融・資本市場を活性化し、内外の利用者に使いやすいものとするため、これらの諸規制・諸慣行を速やかに見直す必要がある。

）新規参入者、外国金融機関の取扱い

近年、我が国の金融制度の下では、外国金融機関以外には、新規免許の例はないが、新しい金融制度においては、信用秩序の維持に配慮しつつ、競争促進的観点から、新規に参入しようとする者に対し一層開かれた制度とすることが適当である。

外国金融機関については、現行制度の下では内国民待遇が確保されている。今後とも、内国民待遇を原則としつつ、我が国市場へ参入しようとする、或いは、すでに進出している外国金融機関が各業態の業務へ容易に参入できるようにする必要がある。このような観点から、制度改革法においては、外国金融機関が我が国の金融・資本市場に参入するための方法を多様化する手当てが講じられているほか、外国金融機関が我が国において取り扱うことができる金融商品・サービスの幅が拡大する。

）証券取引制度改革

証券取引制度については、証券取引審議会の場において、資本市場の健全な発展を確保し、国民経済の適切な運営に資するという観点から審議が行われ、その提言を踏まえ、証券取引法等が改正された。改正の主な内容は、金融の証券化の進展に対応し、有価証券の定義を整備し、新たに有価証券となるものに、ディスクロージャー制度、不公正取引規制等の証券取引法の投資者保護の枠組みを適用する、機関投資家の発達等を踏ま

え、公募について、人数基準の明確化、投資者の属性に配慮した見直し等を行うとともに、私募についての法整備およびディスクロージャーの充実を図る、金融機関が証券子会社を設立することを可能とする一方、こうした子会社による資本市場への新規参入に伴い、市場機能が歪められ、資本市場の健全な発展が阻害されることを防ぐために、弊害防止措置を設ける、というものである。

(3) 金融制度改革の実施の概要

今回の制度改革実施の具体的細目については政省令等に委ねられている。平成4年12月には、金融制度改革の具体的細目について、制度改革の理念に沿った方向性を明確にしつつ、着実な実施に努めるとともに、その円滑な実施を図るため市場の状況等に鑑み、漸進的、段階的に相互参入を推進していく、との方針の下にその骨子が次の通り公表された。

証券子会社関係

(イ) 当初の業務範囲

株式市場の現況、証券会社の経営の健全性等に鑑み、当初の業務範囲を以下のとおりとする。

	発 行 (引受け・募集の取扱い等)	流 通	
		ディーリング	ブローカー
公 共 債			
普通社債(SB)・金融債			
投 資 信 託			
エ ク イ テ ィ も の			
株・株価指数先物 株価指数オプション			

(注1) グラフ模様部分は制限される分野である。
(注2) 株券の流通業務のうちブローカー業務については、法律で、当分の間禁止されている。
(注3) エクイティものの発行業務の延長として行われる必要最小限の流通業務は行うことができる。

(ロ) 弊害防止措置

親子関係にあることを利用した取引等が行われることにより、市場機能が歪められ、資本市場の健全な発展が阻害されることを防ぐ観点から、以下の措置を構ずる。

- いわゆるメインバンク・ファイアーウォール
純資産 5,000 億円未満の企業が証券を発行する際に、親金融機関が主受託となっている場合又は過去 2 年間における直近 3 回の発行で過半数主受託となっている場合において、その証券子会社が当該発行における引受主幹事とならないものとする。
- 共同訪問等の禁止
共同訪問は、顧客の要請に基づく場合を除き行わないものとする。これと併せて、適正な営業活動について、銀行・証券両業界の自主ルールが作成されることが望ましい。
- 情報交換の制限
顧客又は発行者に関する非公開情報の受領、提供を原則として行わないものとする。ただし、顧客の事前の書面による同意がある場合を例外とする。
- 親金融機関と証券子会社の人事交流に関する規制
証券子会社の職員については、設立後 5 年を目途としてプロパー職員の比率を 50%程度に引き上げる等プロパー化比率の向上に努める。
- (注)証券子会社の役員については、親金融機関の役員になることにつき一定の制約を設ける。(両業界の申し合わせ)
- 店舗等の共用に関する規制
証券子会社の本社は親金融機関の本社と同一建物に設置してはならない等の規制を行う。
- その他の弊害防止措置
(収入制限、抱き合わせ販売、子会社の引き受け証券に係るバックファイナンスの禁止等)
- (注)省令に規定された弊害防止措置については、証券取引等監視委員会の検査の対象とする方向で検討する。

信託銀行子会社関係

(イ) 当初の業務範囲

利用者利便の向上，競争条件の公平性の確保等を勘案し、当初の業務範囲を以下のとおりとする。

信託銀行の営む業務	当初の業務範囲	信託銀行の営む業務	当初の業務範囲
(1)金 銭 の 信 託		(2)金 銭 以 外 の 信 託	
・貸 付 信 託	×	・有 価 証 券 の 信 託	○
・年 金 信 託	×	・金 銭 債 権 の 信 託	○
・合 同 金 信	×	・動 産 の 信 託	○
・特 定 金	×	・不 動 産 の 信 託	○
・指 定 単	×	(3)併 営 業 務	×
・フ ァ ン ト ラ	○	銀 行 業 務	○
・証 券 投 資 信 託	○		

(ロ) 弊害防止措置

親子間取引・系列間取引に関する規制等を設けるとともに，人事や情報交換に関する規制等について，基本的には親金融機関と証券子会社の間の規制に準ずるものとする。

見直し時期

金融制度改革実施後の状況，市場の状況，証券会社及び金融機関の経営に与える影響等を勘案しつつ，業態別子会社の業務範囲，弊害防止措置等については，法施行後2年ないし3年を目途に見直しを行う。

参入期等

(イ) 当面の参入対象は，

証券子会社 —— 長期信用銀行，信託銀行及び系統中央機関のうち証券子会社の設立を優先する金融機関

信託銀行子会社 —— 証券会社並びに長期信用銀行，外為専門銀行及び系統中央機関のうち信託銀行子会社の設立を優先する金融機関

(ロ) その後の参入については，制度改革の趣旨，改革実施後の状況，市場の状況，経営に与える影響等を勘案しつつ，当初参入から概ね1年程度を目途として更に検討。

(ハ) 参入を行うに相応しい財産的基礎や適正に業務を遂行する能力を有する者については，その参入希望を尊重するとともに，一時期の過度の参入によって市場に混乱をもたらすことのないよう，秩序立った参入を認めていく。

諸規制・諸慣行の見直し等

我が国の金融・資本市場において自由な競争を推進していく上で過度の制約要因となっていることから，諸規制・諸慣行について，以下の通り見直し・撤廃を行う。

(イ) 三局指導

三局指導（本邦企業の発行する公募外債の主幹事業を邦銀系海外証券現法が行うことを制限）については撤廃する。ただし，5年間の激変緩和措置として，発行額が少額の起債，純資産額が一定金額以上の企業の起債等から段階的に自由化を行うこととする。

(ロ) 私募債ルールの見直し

私募債市場を証取法の下で整備するに当たり，公募・私募の適正なバランスの確保に配慮しつつ，社債市場の適正な機能発揮を確保する等の観点から，発行ロット，転売制限等に係る措置を当面存置するとともに，証券業務としての私募の取扱いの適正な遂行を確保すべく，業務の在り方等につき所要の措置を講ずる。

(ハ) 公募債市場における諸規制・諸慣行の見直し

公募債の適債基準及び商品性については，公募債市場のより一層の活性化を図るべく，早急に自由化，多様化を実現することを基本とし，現下の市場状況等を踏まえつつ，着実な緩和措置を講ずる。

(ニ) MMF・中国ファンドの商品性の改善

MMFの最低預入単位の引下げを行う。

MMF及び中国ファンドの利用におけるキャッシングの具体的スキームについて検討を行う。

(四) 金融制度改革法関係政省令について

金融制度改革法関係政省令については、平成 5 年 2 月 26 日に閣議決定され、3 月 3 日に関係省令とともに公布された。これにより、金融制度改革法の施行日が 4 月 1 日とされるとともに、金融機関の健全性確保のための規定整備、金融機関の業務拡大に伴う規定整備、有価証券の範囲拡大に伴う規定整備、有価証券の募集概念の見直し等に伴う規定整備及び新規参入に伴う弊害防止のための規定整備等が行われた。

4．短期金融市場の整備・拡充

我が国の短期金融市場は、かつてはコール、手形売買取引等のインターバンク市場が中心であり、金融機関以外も参加者となるオープン市場としては、債券現先市場（昭和 40 年代に自然発生的に成長）、CD 市場（54 年導入）が存在するに過ぎなかったが、近年円建 BA 市場の創設（60 年）、短期国債の発行開始（61 年）、国内 CP 市場の整備（62 年）等新たな短期金融商品が導入され、オープン市場の厚みが増してきているほか、インターバンク市場においても、無担保コールの導入（60 年）及びその後の取引期間の多様化、手形市場の見直し（63 年）等の整備・拡充措置が実施されるなど、著しい変貌を遂げている。こうした一連の自由化措置により、短期金融市場の規模は順調に拡大を続けており、平成 4 年 3 月末では、残高約 74.1 兆円、名目 GNP に対する比率が 16.1%に達している。なお、この間、金融の自由化・国際化の進展に伴い短期金融市場の重要性が増す中で、我が国短期金融市場の効率性、透明性、安定性等をさらに高めるべく、市場の一層の整備・拡充を図ることが重要との問題意識の下、元年 6 月に金融実務家、学界の関係者からなる短期金融市場研究会が発足した。そこでの議論は 2 年 6 月に「我が国短期金融市場の現状と課題」として取りまとめられたが、2 年 8 月には、その実施状況等を点検することを主たる目的としてフォローアップ会合が設置され、3 年 6 月には「我が国短期金融市場における最近の改善措置等について」が取りまとめられた。これらは今後の我が国短期金融市場を考えるうえで、貴重な指針となりうるものであろう。

短期金融市場における最近の動きを見ると、次の通りである。

(1) インターバンク市場の整備・拡充

コール、手形市場は、その残高が大きく、かつ日本銀行が主にオペレーションを行う場として、短期金融市場の中核的存在であり、従来よりその整備・拡充のための種々の措置が講じられてきた。とくに昭和 63 年 11 月には、従来 1～6 か月であった手形取引に 1 か月末満物（1 週間以上）を導入するとともに、1～6 か月の無担保コールを導入（従来 3 週間まで）、合わせて短資会社による手形・無担保コールの気配値廃止、日本銀行による手形オペ期間の短縮化（従来 1～3 か月→原則 1～3 週間）が図られた（その後、手形及び無担保コール取引期間は最長 1 年まで延長された）。その結果、コール、手形、CD、ユーロ円等の市場間金利裁定が従来に比べ円滑に行われるようになるとともに、各市場の規模もバランスよく拡大していった。さらに、短期金融市場研究会での検討結果を踏まえ、有担コールへのオファー・ビッド制導入（平成 2 年 11 月）、手形取引における担保の拡充（従来の企業振出円貨手形に加え、公社債、外貨手形を含める。3 年 1 月）等の措置が逐次実施された。また、3 年 11 月に無担コール市場に、4 年 7 月には手形市場に先日付取引がそれぞれ導入されている。

(2) 短期国債市場の拡大

短期国債は、昭和 60 年度以降の国債の大量償還・借換に円滑に対応するため、国債の種類多様化の一環として 61 年 2 月より入札方式で発行が開始された。短期国債は、その信用度、流通性の高さから短期金融市場の中核たるにふさわしい商品であり、短期金融市場整備の観点から、近年発行量の拡大や商品性の改善（元年 9 月に従来の 6 か月物に加え、3 か月物を導入。2 年 4 月に最低取引単位を 5 千万円から 1 千万円にまで引下げ）が着実に図られてきており、4 年 12 月末の発行残高は 10.4 兆円に達している。なお、日本銀行と短期金融市場との関わりについて、短期金融市場研究会報告書では、「短期の国債市場など中核的な短期金融市場の育成とそこでのオペレーション手段の充実が図られ、そうした下で、調節上の日銀貸出への依存が低下していくことが望ましい」とされている。

(3) CP 市場の見直し

国内 CP 市場は昭和 62 年 11 月の発足後順調に拡大しており、昨年末における発行残高は、約 12 兆 2 千億円に達している。国内 CP のルールについては、市場の動向を踏まえて適宜見直しが行われている。平成 2 年 1 月に公表さ

短期金融市場残高の推移(年度末)

(単位:億円, %)

	昭和 55 年度末	60	62	63	平成元年度末	平成 2 年度末	平成 3 年度末	構成比					
インターバンク市場	87,306	159,097	268,549	338,369	384,031	320,657	373,581	50.4					
コ ール	50,271	87,408	186,414	211,563	287,214	242,225	334,334	45.1					
(うち有担)	(50,271)	(78,982)	(158,080)	(140,324)	(161,544)	(141,576)	(141,526)	(19.1)					
(無担)	(-)	(8,426)	(28,335)	(71,239)	(125,670)	(100,649)	(192,808)	(26.0)					
手 形	37,035	71,689	82,135	126,806	96,817	78,432	39,247	5.3					
オープン市場	71,953	159,722	273,089	355,647	447,871	420,594	367,454	49.6					
C D	14,666	96,335	135,235	182,881	211,362	198,027	156,299	21.1					
C P	-	-	26,373	90,530	132,163	112,100	97,099	13.1					
債券現先	57,287	43,151	62,474	48,222	39,318	5,351	11,237	1.5					
F B	-	10,000	29,000	10,000	10,000	23,000	11,000	1.5					
T B	-	10,236	20,007	24,014	55,028	82,116	91,819	12.4					
合 計	159,259	318,819	541,638	694,016	831,902	741,251	741,035	100.0					
・ (54/ 5) CD 発行開始 ・ (55/12) 新外為法施行 ・ (56/ 5) 日銀, FB の市中売却開始 ・ (59/ 6) 円転規制撤廃		・ (60/3 , 4) MMC 取扱開始 ・ (60/6) 円建 BA 市場創設 ・ (60/7) 無担コール取引開始 ・ (60/10) 大口定期預金取扱開始 ・ (61/2) 短期国債(TB)発行 ・ (61/12) 本邦オフショア マーケット(JOM) 創設		・ (62/11) CP 市場創設		・ (63/11) 手形取引 1 か月 未満物導入 (1 週間 ~ 6 か月) 無担コール取 引 1 か月以上物 導入 (0 / N ~ 6 か月)		・ (元/4) 手形取引, 無担 コール取引最長 1 年物まで長期 化 (元/6) 東京金融先物取 引所(TIFFE)取引 開始 小口 MMC 取扱開 始		・ (2/6) 短期金融市場研 究会報告書 ・ (2/11) 有担保コール取 引ヘオファー・ ビッド制導入 ・ (3/1) 手形取引の担保 範囲拡大(公社債 及び外貨手形を 担保として追加)		・ (3/11) 無担保コール市場に 「先日付取引」を導入 (1 か月 ~ 1 年) ・ (4/7) 手形市場に「先日付取引」 を導入(1 か月 ~ 1 年) ・ (5/3) 無担保コール市場及び手 形市場の先日付取引の対 象を 1 週間 ~ 1 年物に拡 大	

(注) 1. 手形残高はプロパー分。
2. FB 残高は日本銀行が現先方式で市中に売却した分。
3. 債券現先残高は TB・FB を除いた分。

諸 外 国 に お け る 主 要 な 先 物 市 場 の 概 要

	米 国		英 国	シンガポール	オーストラリア
関 連 法 規 (制 定 年)	・商品取引法 (Commodity Exchange Act) (1936 年) 〔1974 年に商品先物取引委員会法 (Commodity Futures Trading Commission Act) により, また 1982 年に商品先物取引法 (Commodity Futures Trading Act) により改正が行われた〕		・ロンドン国際金融先物取引所 (LIFFE) 定款・規則 (1982 年)	・先物取引法 (Futures Trading Act) (1986 年)	・先物業者法 (Futures Industry Act) (1986 年)
取 引 所	シカゴ商品取引所 (CBT)	シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME)	ロンドン国際金融先物取引所 (LIFFE)	シンガポール国際金融先物取引所 (SIMEX)	シドニー先物取引所 (SFE)
設 立 年	1848 年 (1975 年に債券先物取引開始)	1874 年 (1972 年に通貨先物取引開始)	1982 年	1984 年	1960 年 (1979 年に BA 先物取引開始)
主 な 商 品	T - Bond, T - Bond 先物オプション, T - Note (10 年) (5 年), メジャーマーケット株価指数	ユーロドル預金, S & P500 株価指数, ドルツマルク通貨先物, ユーロドル先物オプション, 円通貨先物	ドイツ国債, 英ポンド預金, 長期ギルト債, ユーロマルク預金, ドイツ国債先物オプション	ユーロドル預金, 日経 225 株価指数, ユーロ円預金, 日本円通貨, ドツルマルク通貨	銀行引受手形, 財務省債券 (10 年) (3 年), 銀行引受手形先物オプション, 財務省債券先物オプション (10 年)
会 員 資 格 ・ 定 数	・個人 (法人であっても個人名で登録) ・正会員のみ定数あり	・個人 (法人であっても個人で登録) ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・定数あり	・個人, 法人いずれも可 ・定数なし

れた見直しは次の通りである。

CP 発行適格企業の拡大（約 410 社→約 530 社）

バックアップライン設定義務付けの弾力化

従来は格付機関の判断に一部委ねることとしていたものを全面的に格付機関の判断に委ねることとした。

発行適格基準の格付基準一本化

一部企業について一定の数値基準等を満たせば発行可能としていた旧基準を廃止し、発行適格基準の格付基準に一本化。

証券会社 CP の条件付解禁

条件は、ダイレクトペーパー（実質的なものを含む）とならないようにすることと、在庫ファイナンスに利用目的を限定する趣旨から、発行残高を商品有価証券勘定の平均残高の 2 分の 1 以内とすること、及び指定（系列）証券会社の発行した CP を証券投資信託委託会社の投信に組み込まないこと。

投信への CP の組入比率の拡大・弾力化

CP、CD それぞれについて純資産の 20% 以内→CP、CD 合わせて純資産の 45% 以内。

また、平成 3 年 3 月の見直しにおいては、CP の発行適格基準の緩和（純資産の制約を撤廃）が実施された。

5．先物・オプション市場の整備

近年、金融の自由化・国際化の急速な進展を背景として、各種の金融取引にかかる金利変動リスクや為替変動リスクが増大しており、金融機関や投資家等からのリスク・ヘッジ・ニーズが高まっている。米国をはじめ主要先進国においては金利、通貨等の多種多様な先物取引やオプション取引が活発に行われており、いまや金融先物・オプション市場は、自由な金融市場にとって不可欠なものとなっている。

こうした状況下、我が国においては昭和 60 年に国債の先物取引が、62 年には株式の先物取引（株先 50）が開始されているが、さらに、預金、通貨に係る先物・オプション取引及び株価指数先物取引、証券オプション取引等を導入し、証券・金融先物全体に関する制度の整備を図るための金融先物取引法及び改正証券取引法が 63 年 5 月国会において成立し、施行された。

(1) 証券先物

改正証券取引法のうち、先物・オプション取引に係る部分が 63 年 8 月に施行され、それを受けてまず東証・大証において、それぞれ東証株価指数先物取引、日経平均株価先物取引が同年 9 月より開始された。

また、平成元年 6 月に大証において日経平均株価オプション取引を、同年 10 月には東証、名証においてそれぞれ東証株価指数オプション取引、オプション 25 株価指数オプション取引を開始したほか、東証において同年 12 月より米国 T ボンド（米国債）先物取引を開始した。債券の店頭オプションについても、同年 4 月より取引を開始している。

さらに、2 年 5 月からは国債先物オプション取引が導入された。

(2) 金融先物

平成元年 3 月に金融先物取引法が施行、さらに本法に基づいて、東京金融先物取引所（略称：TIFFE）が同年 4 月に設立され、6 月より日本円短期金利先物（ユーロ円 3 か月）、米ドル短期金利先物（ユーロドル 3 か月）、日本円・米ドル通貨先物の 3 商品の取引が開始された。

更に、3 年 2 月から米ドル・日本円通貨先物、同年 7 月から日本円短期金利先物オプション、4 年 7 月から 1 年物日本円金利先物の取引が開始された。

なお、日本円・米ドル通貨先物については 4 年 5 月に上場廃止された（3 年 3 月以降、取引は休止されていた）。

4 年末現在取引所の会員は、一般会員 110 社（うち外国法人 8 社）、清算会員 109 社（うち外国法人 11 社）の総計 219 社となっている。

また、金融先物取引等の受託等については、4 年末現在 224 社（うち外国法人 20 社）が金融先物取引業者として営業を行っている。

株価指数先物取引・オプション取引の状況（4 年 12 月）

取引所	先物		オプション			現物（東証・大証／一部・二部合計）
	大証	東証	大証	東証	名証	
取引金額（千億円）	184	19	1.7	0.0	0.0	56.1
取引高（千枚）	1,050	146	596	4	11	（59.3億株）

（注）取引名（１）先物・大証 日経平均株価先物取引
（２）先物・東証 東証株価指数先物取引
（３）オプション・大証 日経平均株価オプション取引
（４）オプション・東証 東証株価指数オプション取引
（５）オプション・名証 オプション 25 株価指数オプション取引
オプションの取引金額はオプション価格ベース

債券先物取引の状況（４年 12 月）

（単位：千億円）

（単位：1 億ドル）

	国債先物	国債先物 オプション	国債先物 （片道計算）	米国 T ボンド先物
取引場所	東証	東証	東京店頭	東証
取引金額	974	33	599	10

（注）現物は長期国債と超長期国債の合計

金融先物取引の状況（４年 12 月）

	日本円 短期金利	1 年物日 本円金利	米ドル 短期金利	米ドル・ 円通貨	先物合計	オプション	総合計
総取引数量 （シェア）	965,789 （94.6）	186 （0.0）	- （-）	8,719 （0.9）	974,694 （95.5）	46,019 （4.5）	1,020,713 （100.0）
〔1 日平均〕	43,900	8	-	396	44,304	2,092	46,396

（注）取引数量（契約数）＝片道計算

取引の状況としては、1 日平均約 4 万 6 千契約（４年 12 月中、片道ベース）の出来高となっており、順調に推移しているが、商品別にみると、米ドル短期金利先物及び米ドル・日本円通貨先物については、これらが海外の主な先物市場の主力商品であること等もあって、東京では、日本円短期金利先物が圧倒的なシェアを占めている。

6．金融自由化の環境整備

各種の規制緩和を伴う金融の自由化は、金融機関経営の選択の範囲を一層拡大し、各金融機関に企業環境、経営戦略等に応じた特色ある経営の機会をもたらすものである。

反面、金融の自由化の進展に伴い、金融機関相互間の競争が一層活発化することも予想される。従って、各金融機関は、経営基盤の強化や競争力の確保を図るために、その特性に応じた経営戦略の確立と併せて、主体的な経営判断による経営の合理化、効率化を推進する必要がある。

さらに、金融の自由化・国際化が進む中で、金融機関が直面する各種リスクは増大しつつある。これに対応するため、各金融機関においては、従来にも増して資産・負債管理の充実、与信の審査・管理の徹底、内部検査・監視体制の拡充等を図り、リスク管理の強化に努める必要がある。

こうした観点から、今回の金融制度改革を実施するにあたっては、ディスクロージャーの拡充や自己資本の充実の促進等の金融自由化に伴う環境整備の強化を図っている。

（1）ディスクロージャー（企業内容の開示）の拡充

金融機関が経営方針や財務内容を十分に開示することにより、利用者は、それらの情報をもとに自らが利用する金融機関について判断を下すことができる。また、これらの情報の開示により、各金融機関の行動や財務内容に対

する自己規正が促されることになり、金融機関の経営の健全性が確保される。

このような観点から今回の制度改革法においては、従来ディスクロージャーに関する規定の設けられていなかった農林中央金庫法、商工組合中央金庫法、農業協同組合法及び水産業協同組合法に、新たに規定を設けることとした。

(2) 自己資本の充実等

金融機関経営の健全性を確保するためには、個々の金融機関が十分な自己資本を有することが重要である。このため、今回の制度改革法では、銀行法等の各業法に、金融機関が経営の健全性を判断するための基準を、行政当局が定めるための根拠となる規定を置くこととした（従来は通達で規定）。

(3) 大口信用供与規制

大口貸出先に対する信用供与の集中を抑制する規制であり、銀行の資産の健全性の確保及び資金の広く適正な配分を目的としている。

今回の制度改革により、従来、通達により実施されてきた農林中央金庫等に対する大口信用供与規制を法律に明記するとともに、銀行等の信託銀行子会社の所有に伴い、その信託銀行子会社を通じた信用供与をも含めて規制するという、親子連結ベースの大口信用供与規制が銀行法等に導入された。

(4) 弊害防止措置

子会社方式は、金融機関経営の健全性への影響や利益相反行為といった相互参入に伴う弊害を防止する上で有効な仕組みであると考えられる。しかし、これらの弊害の発生防止を十全かつ確実なものとするため、銀行法において必要最小限の実効性ある弊害防止措置を講じることとする。

(5) 異なる業態の金融機関間の合併及び転換に関する措置

金融機関の経営上の選択の幅を広げるために、今回の制度改革法において、「金融機関の合併及び転換に関する法律」が改正され、長期信用銀行、外国為替専門銀行が普通銀行へ転換したり、他業態の金融機関と合併するための手続を明確にするとともに、労働金庫が異種の金融機関へ転換したり、異種の金融機関と合併するための手続を明確にした。

また、金融機関の経営困難への対応策（いわゆるセーフティ・ネット）の整備については、昭和 61 年に預金保険制度が拡充された（保険料率・保険金額の引き上げ、資金援助制度の創設、対象金融機関の拡大等）のに加え、金融機関の相互援助制度についても、その資金の増額を図るなどの整備・拡充が行われている。

また、金融の自由化・国際化の進展に伴い、金融機関の業務内容、リスクの態様は大きく変化しており、金融機関の経営の健全性を確保する上で、当局の金融機関検査の果たす役割はますます重要なものとなってきている。このため、検査手法の改善や検査周期の短縮など、検査の一層の充実・強化が図られてきている。また、検査とは別の、主に中小金融機関を対象とする日常的ヒアリングやモニタリングの強化も図られてきている。

預金保険制度に関する国際比較

	日 本	米 国	英 国	ド イ ツ	フ ラ ン ス
運 営 主 体	預金保険機構	連邦預金保険公社（FDIC）	預金保護委員会（DPC）	ドイツ銀行協会の預金保証基金	フランス銀行協会（AFB）
設 立 年	1971 年	1933 年	1982 年	1976 年	1980 年
対象金融機関及び加入方式	（強制加入） 全国銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 外銀信託	（強制加入） 連邦免許銀行，連邦準備制度加盟州法銀行，連邦免許貯蓄銀行・S&L （任意加入） その他の銀行・S&L	（強制加入） 銀行法上の預金受入免許を取得した機関	（任意加入） ドイツ銀行協会加盟銀行	（強制加入） AFB 加盟銀行 〔銀行法により，銀行は AFB に加盟することが義務付けられている〕
対 象 預 金	預金（CD，外貨預金，金融機関預金，金融債を除く），元本保証のある金銭信託等。元本のみ対象。	金融機関預金を含むすべての当座預金，貯蓄預金，定期預金（CD を含む）等（ただし，金融債，海外預金，オフショア勘定を除く）	預金（外貨預金，金融機関預金，CD，担保預金，機関 5 年超の預金，海外預金を除く）	要求払預金，定期預金，貯蓄預金（ただし，金融機関預金を除く）	預金（金融機関預金，CD，外貨を除く）
付 保 限 度	1 預金者当たり 1,000 万円	各種口座ごとに 1 人当たり 10 万ドル	1 預金者当たり 2 万ドル以内の預金（元本，利息）の 75%	1 預金者当たり，当該銀行の自己資本の 30%	1 預金者当たり 40 万フランただし 1 行当たり 2 千万フラン（3,824 万ドル）まで
保 険 料 等	年間保険料 被保険預金の 0.012%	年間保険料 国内預金の 0.23～0.31% 〔各加入機関の業務内容の健全性と応じて異なる料率を適用（93 年 1 月以降）〕	年間保険料 当初（上限 30 万ポンド，下限 1 万ポンド），追加，特別の 3 種類の拠出金を徴収	年間保険料 保険対象預金の 0.03%	な し 実際に保険金支払いを行う際に拠出。各行の拠出配分は預金残高を勘案のうえ決定（小規模銀行の年間拠出額上限は預金の 1%）。必要に応じ，1 度に 5 年分の徴収を行うことも可
基 金 残 高	6,963 億円 （92 年 3 月末）	BIF の基金残高 55 億ドル （92 年 6 月末）	純負債 2,897 万ポンド （92 年 2 月末）	非公表	なし
資 金 援 助 機 能 等	合併等を行う救済金融機関に対する資金援助（貸付け，不良資産の買取り等）等	破綻先の資産・負債を健全先に承継させたり破綻先の経営を自ら一時的に行う。また，経営困難先に対し，直接資金援助を行う。	なし	債務や保証の代行，承継をはじめあらゆる支援を行いうる。経営困難先の買収，経営も行う。	なし
そ の 他	農協，漁協等は別途，農水産業共同組合貯金保険機構を構成している。	FDIC は上記基金（BIF）のほか，貯蓄金融機関を対象とする基金（SAIF）も管理	建築組合も任意加入の相互保証スキームを運営。	1966 年設立のドイツ銀行協会「共同基金」が前身。	農業信用金庫，庶民銀行も独自の預金保険制度を有している。

（資料）大蔵省銀行局